

(1) 課外活動に関する諸手続きについて 《担当係》 品川:学生生活係 / 越中島:学生支援係

・課外活動を行う上で、必要な諸手続きを以下のとおりまとめましたので、確認の上、申請漏れのないように心掛けてください。
 ・申請をしないと、大学の公認団体から外れたり、部室が使用できなくなります。
 ・代替わりをして、担当者が変わった場合は、以下の諸手続きについても、必ず引き継ぎようにしてください。

1. 毎月の手続き

*毎月初めに課外活動団体のポストに配布しますので、20日までに担当係に提出してください。

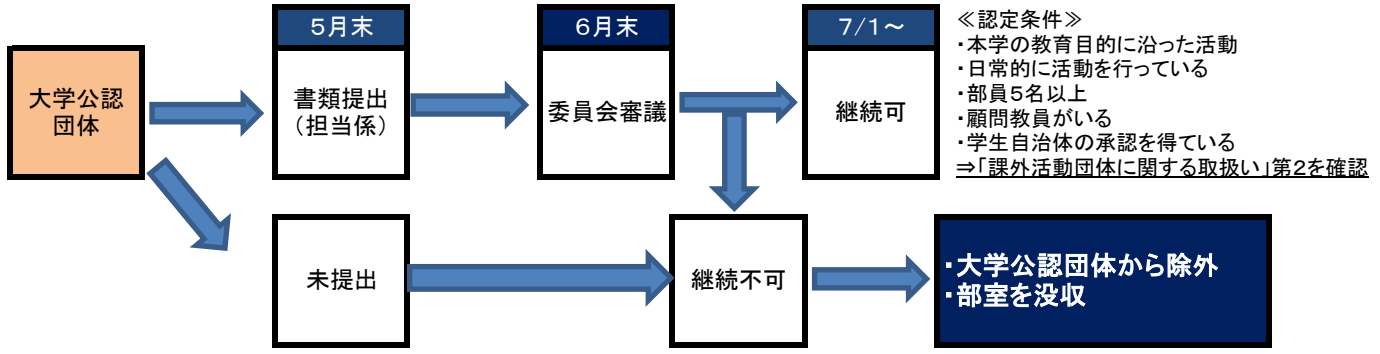
- 課外活動予定表 (①)
- 課外活動安全確認報告書 (②)

2. 毎年5月に行う継続時の手続き

*公認団体としての活動や部室の使用を継続したい場合は、以下の手続きが必要です。

《提出書類》

- 課外活動団体継続認定申請書 (③)
- 部員名簿 (⑥)
- 部室使用申請書 (④)
- 安全対策マニュアル(様式任意)
- 1年間の活動報告書 (⑤)
- 薬品取扱い届出書 (⑦)



《部室使用団体が以下の遵守事項を守らないと・・・》

課外活動以外に使用しない / 使用時間厳守(9時～22時) / 騒音禁止(21時以降音出し禁止) / 他団体・個人へ部室転貸禁止 / 部室内禁煙 / 部室内禁酒 など
 ⇒詳しくは、「課外活動施設使用に関する取扱い」第7・「部室使用に関する取扱い」第7を確認

部室使用
中止

3. その都度行う手続き

*該当する場合は以下の書類を提出してください。

- ・学内の合宿所を使用する場合、学外で合宿をする場合
 - ・対外試合や公式戦に参加する場合
 - ・公式戦の対戦結果を報告する場合
 - ・部室で薬品を管理している団体
 - ・部室で薬品を管理している団体
 - ・部室で薬品を管理している団体
 - ・船艇を用いて活動している団体
- 合宿研修施設・合宿願 (⑧)
 - 対外試合・大会参加届 (⑨)
 - 対外試合結果報告書 (様式任意)
 - 薬品取扱い届出書 (⑦)
 - 毒物・劇物試薬リスト(年に2回・9月、3月) (⑩)
 - 毒物・劇物点検表(2か月に一度・奇数月) (⑪)
 - 協力願(曳航・揚げ降ろし)(⑫)

4. 団体結成に関する手続き

*大学公認団体になるメリット:施設の優先的使用、部室使用の権利、サークル紹介への掲載など

●団体結成(非公認団体)から、大学公認団体になるまでには、最短で2年かかります。

自治会に1年間仮所属し、会議承認後、正式に自治会所属。

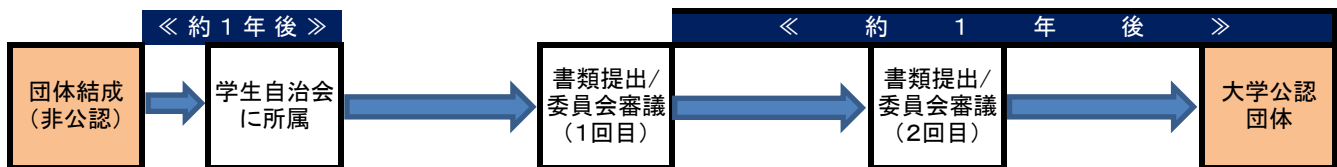
担当係に必要な書類を提出し、大学の委員会で2回審議が必要。
 1回目の審議で承認後、1年間の活動状況を見た上で、再度審議し、承認後、大学公認団体へ。

《1回目の審議に必要な書類》

- 団体結成届 (⑬)
- 部員名簿 (⑥)
- 1年間の活動計画書 (⑭)
- 会則(様式任意)
- 危機管理マニュアル(様式任意)
- 学生自治団体の承認書(様式任意)

《2回目の審議に必要な書類》

- 部員名簿 (⑥)
- 1年間の活動報告書(様式任意)



5. 解散時の手続き

*団体継続の意思がない場合は、速やかに以下の書類を提出してください。

- 課外活動団体解散届 (⑮)